

第2回茨木市誘致病院事業者候補者選定委員会 事前ご意見について

ページ	項目	疑問・指摘内容
募集要項 P.3	4 (1)	建設準備期間（1年間）の位置付け（令和7年10月との先後関係）が不明確であるから、様式7-7のとおり「 <u>令和7年10月から1年間</u> 」と明示してはどうか。
P.4	4 (3) ⑧	市内には、外来診療を行う診療所が比較的少ない地域があり、外来受診の移動負担も懸念される。周辺病院とも連携して、これらに対応できる、外来医療を支援する体制について提案書に記載すること。 地域医療支援病院の承認を受ける場合、今後、地域医療支援病院の外来診療は、「協議の場」で協議され、「紹介受診重点医療機関」として公表されることになる。誘致病院において外来初期診療をすることと、もっぱら紹介患者を基本とする外来診療（紹介受診重点医療機関）と外来機能において矛盾する。提案する際、回答に迷いが生じるのではないか。
P.5	5 (1) ⑤	現状有姿で引き渡すのは賃貸借契約の目的物（敷地土地）であるから、以下のとおり記載してはどうか。 (現)「…敷地内の建築物、工作物を現状有姿で引渡す。」 (新)「…敷地を、敷地内の建築物及び工作物とともに、現状有姿で引き渡す。」  事業者の費用負担で解体・撤去するとされている「敷地内の建築物、工作物」の認識に、齟齬は生じないか（撤去費用の多寡にかかわる）。必要であれば、建築物等の主要なものを明示してはどうか。
P.5	5 (1) ⑥	存在する可能性がある「地中障害物」とは、どういったものか。その内容次第では、募集要項でもう少し説明を加える必要はないか。  本項に記載のある各撤去工事ないし調査は、すべて1年内に完了できる内容のものか（特に遺跡の発掘調査）。すなわち、事業スケジュールの建設準備期間（1年）は適当か。
P.6	5 (2) ①	・ 予定貸付料の具体的な算定方法は決まっているか。 ・ 参考価格はどのようなものを想定しているか。
P.6	5 (2) ②	開院から20年貸付料を免除する意図・目的は何か。また、延長できる最長期間として、提案期間の最長である50年ではなく、（20年間を含め）30年までとした意図・目的は何か。
P.6	6 (2)	「応募者等」は、応募者以外には誰を指すか。  不適格要件を充足すべき期間を明示してはどうか（たとえば、「応募から事業者決定までの間」等）。
P.7,8	8【実施スケジュール】	①参加申請書の提出期限（8月2日）、②質問受付の期限（8月4日）、③応募書類の提出期限（9月5日）は妥当か。たとえば、募集要項の公表・配布（7月26日）から①②までは約1週間となっているが、もう少し期間を空けることはできないか。
様式集 P.7	様式4 資格確認書類	“③医療法、健康保険法、 <u>老人保健法</u> など各種法令に基づく命令または処分を受けた場合はその内容が分かる書類” ⇒老人保健法は昭和57年に制定されましたが、平成18年に制定された健康保険法等の一部を改正する法律第7条の規定により、老人保健法は廃止され、平成20年「高齢者医療確保法」が施行されている。